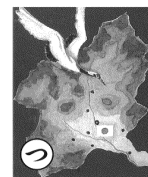




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年11月20日（金） 第9853号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	2
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○同	3
○同	3
○道路の供用開始（同）	4
○同	4
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課）	5
○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	5
○土地改良事業の工事の完了（農村整備課）	7
○道路位置の指定（建築課）	7
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	7
○政治団体の異動事項	9
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	9
監査委員公告	
○監査結果の公表	10
落 札	
○落札者等の決定（がんセンター）	16
○同	16

■ 規 則

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十三号

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則
第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第五号中「五」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	西桐生停車場線	桐生市宮前町二丁目1784番の4地先から同市同1782番の2地先まで	前	10.1～17.0	26.8
			後	17.0～35.2	26.8

◎群馬県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	上発知材木町線	沼田市上発知町字吹掛202番の1地先から同市同字猪倉525番の2地先まで	前	6.8～12.7	79.3
			後	6.8～12.7 5.0～15.2	79.3 125.4

◎群馬県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
-------	-----	-----	--------	-----------	--------

県道	松井田軽井沢線	安中市松井田町北野牧字ツイヂ17530番の5地先から同市同字桜沢17434番の2地先まで	前	9.0～19.4	254.0
			後	13.9～56.4	245.0

◎群馬県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	松井田軽井沢線	安中市松井田町北野牧字ツイヂ17530番の5地先から同市同字桜沢17434番の2地先まで	令和2年11月20日

◎群馬県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美393番の1地先から同市同457番の1地先まで	令和2年11月20日

◎群馬県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎市都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 高崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市の区域の一部。なお、高崎市宿大類町の一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年11月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人千代田会
- 3 代表者の氏名 関口慶輔
- 4 主たる事務所の所在地 邑楽郡千代田町大字赤岩975番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者及びその家族等、援助を必要とする不特定多数の人々に心と体のケアを軸に、住民参加と触れ合いの精神を基に、地域に根ざした介護サービスを提供するとともに国際交流の推進を図り、全ての人々が心健やかに暮らせるような、地域社会づくりを目的とする。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、高崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の高崎農業振興地域は、高崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第308号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域及び昭和46年群馬県告示第255号による高崎都市計画公園第1号公園（観音山公園）の区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示（平成16年箕郷町告示第83号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示（平成14年榛名町告示第1号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（平成17年吉井町告示第18号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 5 平成18年1月22日現在の高崎市の区域の国有林野のうち1に含まれる区域を除く区域
- 6 寺尾町のうち字長坂1321から1324まで、1328、1331、1332、1334の1、乙1335、1336の1、1336の7、1338及び1339、字池境1340、1341、1343、1345の1、1347、1348の1、1349の1及び乙1349、字日向甲1356の5から1356の7まで、135

- 8、1360、甲1362、1364、1373、1374及び1376、字日向甲1362及び1364、字直路1384、1387、1390及び1399から1401まで、字笹畦1405、1406、1407の1から1407の4まで、1408から1411まで、1413の1、1414の1、1414の2、1416から1420まで、1423、1424、1426、1427、1429の1、乙1430の3及び丁1430、字刈萩1795、1796、1798の1、1799の1、1799の2、1800、1801、1802の1、1803、1804、1805の1、1805の2及び1808、字大平1823、1824、1828の2、1830の1から1830の3まで、1831、1832、1839、1841及び1843、字大神楽1907、1909、1910、1913、1914、1920、1923から1925まで、1926の1、1926の2、1927、1928、1930、1931、1934から1951まで、1951の2及び1952から1956まで並びに字小塚2120の2から2120の6まで並びに山名町のうち字井戸沢2211及び2247から2253までの区域
- 7 乗附町のうち字宮室根1026の4、字十貫山2218の2から2218の22まで、字城山2371の59、字三本松2371の67、2371の104、3678及び3694並びに字雨坪3610の2及び3611の区域
- 8 平成18年1月22日現在の倉淵村の区域の国有林野のうち前橋事業区147林班リー2小班の一部（区域の範囲は、別図による。）を除く区域並びに県有林及び市有林の区域
- 9 倉淵町川浦のうち字鳥口28の1、字犬啼カセ乙28、字鋸ノ岑丙28、字角落丁28、字鼻曲27の7及び27の8、字焼楯乙29、字三ツ丸29の3、字矢狭丙27、字高芝27の5及び27の20から27の31まで並びに字永妻27の11から27の19までの区域
- 10 陸上自衛隊相馬原演習場及び武器補給所吉井弾薬支所用地の区域
- 11 箕郷町中野のうち字大畑及び字槻木沢を除く区域
- 12 箕郷町松之沢のうち字中野、字黒岩、字石小根、字小野、字芦窪、字中峯及び字物見塚、箕郷町善地のうち字中野並びに箕郷町柏木沢のうち字中野の区域
- 13 新町の区域
- 14 平成18年9月30日現在の榛名町（以下「旧榛名町」という。）大字榛名山のうち字小田原、字畳石及び字八本松を除く区域
- 15 旧榛名町大字十文字のうち字獅子牢並びに大字上室田のうち字郷里、字大丸、字旭、字立石、字黒岩、字鳥ヶ谷津、字中ノ馬場及び字界峰の区域
- 16 旧榛名町大字中室田のうち字大沢（2）、字種山、字梅ノ木（2）、字春場谷津、字東筒井沢、字西筒井沢、字伏間入（2）、字萩枝子（2）、字夕日、字天狗山、字梨木平、字中原（2）、字東大平、字西大平、字十二東、字十二西、字一枚畑、字後塚、字樽ノ平、字釜ヶ谷津、字白崩、字唐沢（2）、字西神子田（2）、字寺井、字田ノ入（2）、字銭神（2）、字岩城入（3）、字糠塚（2）及び字堂尾根の区域
- 17 旧榛名町大字下室田のうち字大日陰、字大日陰（2）、字長久保（2）、字芳沢、字刈合（2）、字大崩、字種山ウラ、字二ツ釜、字水出、字膳棚、字不動及び字前日陰並びに大字宮沢のうち字中野、字中野（2）、字日陰坂及び字古寄の区域
- 18 旧榛名町大字上里見のうち字間野山乙4109、4109の1、4109の4から4109の7まで、4109の401から4109の434まで、4109の436、4109の438から4109の441まで、4109の448、4109の460、4109の470、4109の479、4109の480及び4109の482から4109の487まで並びに字境野に該当する区域
- 19 吉井町神保字八束1385-1から1385-3まで及び1386、塩字八束沢1306、大沢字大沢山73

7、東谷字小梨1002-1から1002-3まで、1002-10及び1002-13並びに馬庭字猪之籠3125-1、3144-1、3160-1、3160-8、3162-1、3162-5、3165-1、3166-2及び3167-3から3167-5までの区域

なお、関係図面は省略し、群馬県農政部農業構造政策課に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営農地整備事業（経営体育成型）	下戸塚	令和2年5月29日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年11月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字下野田字宮下495-1	延長 62.75 有効延長 61.40 幅員 6.00 ～6.20 有効幅員 6.00 ～6.02	群馬県指令前土第304-21号 令和2年10月2日
2	同	北群馬郡吉岡町大字下野田字谷地1086-1	延長 35.00 幅員 4.60	群馬県指令前土第304-24号 令和2年10月16日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年11月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	
届出年月日			
立憲民主党群馬県第4区総支部	角倉邦良	伊藤知彦	高崎市吉井町吉井547-3
	衆議院議員	○ 令和2年10月7日	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
立憲民主党群馬県総支部連合会	長谷川嘉一	後藤克己	前橋市総社町総社2905-5
	○		令和2年10月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
宇田川やすひこ後援会	宇田川泰彦	宇田川泰彦	前橋市古市町1-31-14
	令和2年10月26日		
生方ゆうじ後援会	生方勇二	内海則行	北群馬郡榛東村新井2907-22
	令和2年10月5日		
大沢ともゆき後援会	大澤智之	大澤悦子	前橋市下細井町610-9
	令和2年10月8日		
群馬県警備業連盟	山崎春男	神山悟	前橋市大渡町2-1-5
	令和2年10月2日		
子育て日本一の前橋へ	羽鳥由紀	宮崎岳志	前橋市朝日町4-18-21
	令和2年10月19日		
されど我町まえばし	池田虎正	池田虎正	前橋市樋越町169-13

	令和2年10月22日		
福友会	河原崎秀公	佐々木弘道	高崎市檜物町132
	令和2年10月5日		
宮崎ゆきこ後援会	宮崎裕紀子	宮崎岳志	前橋市朝日町4-18-21
	令和2年10月12日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年11月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党伊勢崎支部	主たる事務所の所在地	伊勢崎市本町16-11	伊勢崎市豊城町2150-2	令和2年10月25日
	代表者の氏名	井下泰伸	臂泰雄	令和2年10月25日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
入沢まゆ子後援会	主たる事務所の所在地	前橋市西片貝町4-14-9	前橋市西片貝町2-39-3	令和2年10月29日
小淵優子後援会	代表者の氏名	織田澤俊幸	平田英勝	令和2年10月3日
日本薬業政治連盟群馬県支部	会計責任者の氏名	鎌田心一	桑原登	令和2年10月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第59号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表1の項中「下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院 甘楽郡下仁田町大字下仁田409」を「下仁田南牧
医療事務組合 下仁田厚生病院 甘楽郡下仁田町大字下仁田409
医療事務組合 下仁田厚生病院介護医療院 同 下仁田町大字下仁田409」に改める。

■ 監査委員公告

◎監査公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 林 章

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

本件措置請求を棄却する。

第2 請求人

群馬県安中市野殿980番地

小川 賢

第3 請求書の提出

令和2年9月14日

なお、請求人に対し、同月18日に補正を求め、同月25日に補正が行われた。

第4 請求の内容

1 請求の要旨

県議会議員の議員報酬等支給条例(昭和26年群馬県条例第9号。以下「支給条例」という。)第5条により、議会の開会中、県議会議員に対して、旅費として1日につき6,200円が支給されている。これは調整日や議案調査日などの行事がない日でも、議会に登庁するだけで支給される。

ところが、八木田議員と萩原議員は、議会開会中の旅費(以下「本件旅費」という。)の支給日と同日に「県庁に行った」、「前橋に行った」として、政務活動費の支払を受けている。

当日2往復したのであればともかく、仮にそうでなかった場合、選良たる議員にとって、これらの二重請求や過大請求が単なるうっかりミスによるものとはおよそ考えにくく、とりわけ4期目の萩原議員の場合、今までも同様な二重請求を繰り返してきた可能性もあり、選良たる責任感の欠如に加え、故意に行った可能性も指摘される。

よって、二重請求・過大請求の可能性のある金額は、違法不当な支出であると認められる。

県民が日々、汗水垂らしてまじめに働き、納税義務を果たして納付した血税のうち、二重ないし過大に掠め取られたことにより、群馬県が本来果たせるべき行政事務事業が、両議員により、その分無効にさせられたことが県の損害として生じる。

監査委員は、群馬県知事に対し、八木田議員に違法不当に支出された政務活動費56,425円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額と、萩原議員に違法不当に支出された政務活動費84,360円及び支払

から返還までの法定利息を加えた金額につき、両議員に各支出額（以下「本件政務活動費」という。）を返還させるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

2 事実証明書（各事実証明書の表題は、措置請求書における請求人の記載をそのまま記載した。ただし、陳述までに請求人から追加提出された資料は、当監査委員において表題を記載し、事実証明書19及び20として付番した。）

- (1) 事実証明書1 No.093 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年5月分】
- (2) 事実証明書2 No.096 八木田議員 政務活動費支払証明書（交通費）【令和元年7月】
- (3) 事実証明書3 No.097 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年7月分】
- (4) 事実証明書4 No.099 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年8月分】
- (5) 事実証明書5 No.101 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年9月分】
- (6) 事実証明書6 No.103 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年10月分】
- (7) 事実証明書7 No.107 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年12月分】
- (8) 事実証明書8 No.113 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和2年3月分】
- (9) 事実証明書9 No.859 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年9月】
- (10) 事実証明書10 No.869 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年10月】
- (11) 事実証明書11 No.879 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年11月】
- (12) 事実証明書12 No.888 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年12月】
- (13) 事実証明書13 No.900 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和2年2月】
- (14) 事実証明書14 No.910 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和2年3月】
- (15) 事実証明書15 令和元年第2回定例会議事日程
- (16) 事実証明書16 令和元年第1回臨時会議事日程
- (17) 事実証明書17 令和元年第3回定例会議事日程
- (18) 事実証明書18 令和2年第1回定例会議事日程
- (19) 事実証明書19 政務活動費情報公開度ランキングについて
- (20) 事実証明書20 住民監査請求に係る陳述資料

3 訂正依頼書

本件措置請求書に誤記があったため、請求人から訂正依頼書が送付され、令和2年9月17日付けで収受した。

第5 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、議会選出の監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第6 補正について

1 補正依頼

本件措置請求については、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和2年9月18日付けで補正依頼通知を送付し、同月25日に補正書が提出された。

2 補正書の内容（当監査委員が補正を求めた事項に対する請求人の回答をまとめたもの）

(1) 誰に関する措置請求かについて

本件措置請求書の見出しには、群馬県知事に関する措置請求の要旨と記載されているのに対し、請求の対象となる執行機関又は職員については、八木田恭之県議会議員及び萩原渉県議会議員と記載されていたため、

今回の措置請求は、監査委員が、誰に対して必要な措置を勧告することを求めるものなのかを確認する必要がある。

（回答）請求人から群馬県知事に対して必要な措置を勧告することを求める旨の回答があった。

第7 請求の受理

本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年10月1日に受理を決定した。

第8 監査の実施

1 監査対象事項

群馬県議会議員に対する政務活動費の支出について

2 監査対象機関

議会事務局総務課（以下「（議）総務課」という。）

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年10月12日、地自法第242条第7項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書19及び20が追加提出された。

また、萩原議員の違法不当に支出された政務活動費について、67,710円から84,360円に訂正する旨の申出があった。

4 監査の実施

令和2年10月23日、（議）総務課に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第9 監査の結果

1 （議）総務課の主張及び説明

(1) 政務活動費の趣旨について

普通地方公共団体の議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付されるものである（地自法第100条第14項）。

(2) 政務活動費の交付対象について

群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成13年群馬県条例第31号。以下「政務活動費条例」という。）第2条の規定により、議会の会派に対して交付している。

(3) 政務活動費（交通費）及び旅費について

政務活動費（交通費）は、政務活動費条例別表のとおり、政務活動のため日常的に必要な交通費に充当することができる。

旅費は、支給条例第5条の規定により、議員が議会の招集に応じて会議又は委員会等に出席した場合に支給される。

政務活動費（交通費）と旅費の併給については、用務先が複数あり、議会活動の用務先と政務活動の用務先が分けられる場合は、それぞれ支出できるが、用務先が1つであり、同じ場所で議会活動と政務活動の両方を行った場合は、政務活動費（交通費）は支出できない。また、議会開会中の議案調査日における政務活動費（交通費）は、旅費と路程が重複しない範囲で、政務活動である限りは認められる。

(4) 政務活動費（交通費）及び旅費の重複における議会事務局の確認について

政務活動費（交通費）と旅費の支出記録との突合を行っている。また、会派に対しては、政務活動費マニュアルに沿って処理するよう指導している。しかし、本件政務活動費と本件旅費の重複は、発見できなかった。

(5) 本件政務活動費の訂正報告及び返還について

- ・ 現状、群馬県では訂正報告に関する規定（ルール）はない。
- ・ 自由民主党及びリベラル群馬（以下「两会派」という。）から、自主的に政務活動費の訂正報告書が提出され、その内容を審査したところ、適正と認められたため、これを受理して政務活動費の支給額の再確定を行った。

また、これにより残余額が発生したため、過年度戻入として、两会派に対し納入通知書を発行し、返還を求めた。

(6) 本件政務活動費の返還における法定利息（又は遅延損害金）について

两会派に対し、法定利息は求めている。政務活動費条例に法定利息や遅延損害金を求める規定はなく、民法（明治29年法律第89号）第704条に規定する悪意の受益者とは考えていないので、法定利息は不要と考えている。悪意の受益者と考えていない理由については、両議員は当初の収支報告書提出時に不適切な支出が含まれている認識はなかったと考えるためである。

また、政務活動費条例には政務活動費の収支報告書の提出期限を定めた規定はあるが、残余金の返還期限を定めた規定はなく、残余金の返還は期限の定めのない債務である（平成25年11月18日福岡地裁判決）。

今回の返還金の納期限は、自由民主党は令和2年10月5日、リベラル群馬は同年11月4日、納入されたのが、それぞれ同年9月30日、同年10月21日であるため、支払遅延は発生していない。

(7) 本件措置請求における両議員の見解について

訂正報告書の提出を受け、改めて两会派に確認したところ、両議員とも疑いを持たれたこと自体が不注意であったことを反省しており、故意によるものではないとのことだった。

(8) 請求人の主張に対する見解について

ア 議会開会中、議員に対して旅費として1日につき、6,200円が支給され、調整日や議案調査日などの行事がない日でも、議会に登庁するだけで支給されるとする主張について

旅費の金額は、距離によるため、議員により異なる。6,200円は八木田議員の場合の金額である。

また、調整日や議案調査日でも支給されるが、議員活動を行うために登庁しているのであり、議会に登庁するだけで支給されるとする請求人の見解は当たらない。

イ 本件政務活動費と本件旅費の二重請求及び過大請求の可能性があるとする主張について

1日に2往復したことを説明できる日もあるが、時間がたっているので記憶が薄れている部分もあると会派からは聞いている。

本件政務活動費は、不当利得状態だった可能性はあるが、今回、自主的な訂正報告と返納等が行われたことにより、その状態は既に解消されたと考えている。

ウ 自動車使用記録簿に記された行先や使用目的はいずれも自己申告であり、政務活動との因果関係についても、復命書等、第三者に対して疎明し得る証拠がない限り、不信感を禁じ得ないとする主張について

議会として、政務活動費の使途の透明性の確保を図るため、具体的な運用を政務活動費マニュアルとして取りまとめ、会派間及び議員間において統一的な運用を図っており、自動車の走行距離による支払については、会派の代表者が証明することとされている。したがって、請求人の主張は当たらないと考える。

2 事実関係の確認

(1) 政務活動費の支出権限者について

政務活動費を群馬県議会の各会派の代表者に交付（支出）する権限については、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第3条及び群馬県事務委任規則（昭和43年群馬県規則第72号）第5条の規定に

より、知事から議会事務局長に委任されている。

(2) 知事に提出される書類について

会派の代表者は、政務活動費条例第9条第1項及び第3項の規定により、政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の証拠書類を、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこととされており、議長は、群馬県政務活動費の交付に関する規程(平成13年群馬県議会訓令第1号)第6条の規定により、当該収支報告書及び証拠書類の写しを知事に送付することとされている。

(3) 本件旅費と本件政務活動費の支出の突合について

ア 八木田議員

事実 証明書	令和元年度	議会活動	政務活動	本件政務活動費			本件旅費 支出の有無			
				走行キロ数	単価(円)	合計(円)				
1	5月16日	調整日	前橋市 県勤労福祉センター	消費者団体意見聴取	65	×	37	=	2,405	有
	5月21日	議案調査	前橋市 群馬自治労会館	自治労群馬県本部意見交換	85	×	37	=	3,145	有
	5月22日	議案調査	前橋市 天川原町	女性と政治を考える会	70	×	37	=	2,590	有
	5月計				220	×	37	=	8,140	
2, 3	7月		1,200-1,020=180キロ		180	×	37	=	6,660	誤集計
	7月計				180	×	37	=	6,660	
4	8月23日	議運委・本会議	前橋市 群馬自治労会館	自治労自治体議員連合総会	85	×	37	=	3,145	有
	8月計				85	×	37	=	3,145	
5	9月19日	議案調査	前橋市 群馬県庁	県教組意見交換	80	×	37	=	2,960	有
	9月26日	議案調査	前橋市 福対協ビル	国民民主党群馬県連地方議員情報交換	90	×	37	=	3,330	有
	9月30日	議案調査	前橋市 敷島公園	食と環境を考える会現地調査	80	×	37	=	2,960	有
	9月計				250	×	37	=	9,250	
6	10月3日	議案調査	前橋市 前橋市役所	前橋市職労意見交換	80	×	37	=	2,960	有
	10月8日	議運委	前橋市 群馬県庁	食と環境を考える懇親会	80	×	37	=	2,960	有
	10月29日	議運委	前橋市 群馬県庁	会派打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	10月計				240	×	37	=	8,880	
7	12月5日	議案調査	前橋市 群馬県庁	観光による地域振興学習会	80	×	37	=	2,960	有
	12月10日	議案調査	前橋市 県勤労福祉センター	連合群馬政策研究会	70	×	37	=	2,590	有
	12月13日	議運委	前橋市 群馬県庁	県病院労組打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	12月計				230	×	37	=	8,510	
8	3月2日	議案調査	前橋市 群馬教育会館	群馬県教組ヒアリング	80	×	37	=	2,960	有
	3月12日	議案調査	前橋市 群馬県庁	労働政策調査	80	×	37	=	2,960	有
	3月17日	議運委	前橋市 群馬県庁	会派打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	3月25日	議運委	前橋市 群馬県庁	会派打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	3月計				320	×	37	=	11,840	
	合計				1,525	×	37	=	56,425	

イ 萩原議員

事実 証明書	令和元年度	議会活動	政務活動	本件政務活動費			本件旅費 支出の有無			
				走行キロ数	単価(円)	合計(円)				
9	9月30日	議案調査	群馬県庁	中小企業の支援について	150	×	37	=	5,550	有
	9月計				150	×	37	=	5,550	
10	10月7日	委員会予備日	前橋市議会庁舎	各種団体からの要望聴取	150	×	37	=	5,550	有
	10月8日	議運委	前橋市議会庁舎	各種団体からの要望聴取	150	×	37	=	5,550	有
	10月16日	決算委	前橋市 県議会庁舎	台風19号被害状況調査	150	×	37	=	5,550	有
	10月21日	調整日	前橋市県議会庁舎	SGDsの普及について	150	×	37	=	5,550	有
	10月計				600	×	37	=	22,200	
11	11月28日	議案調査	高崎	国と県との連携について	180	×	37	=	6,660	有
	11月計				180	×	37	=	6,660	
12	12月5日	議案調査	前橋市	県民幸福度向上に向けた取り組みについて	150	×	37	=	5,550	有
	12月11日	特別委	前橋市	国体開催に向けた取組について	150	×	37	=	5,550	無
	12月13日	議運委	前橋市	群馬DCIについて	150	×	37	=	5,550	有
	12月計				450	×	37	=	16,650	
13	2月18日	議案調査	群馬県庁	産業及び経済に関する意見交換	150	×	37	=	5,550	有
	2月19日	議案調査	群馬県庁	新型コロナウイルスの防止策について	150	×	37	=	5,550	有
	2月26日	議案調査	前橋テルサ	まちづくりシンポジウム参加	150	×	37	=	5,550	無
	2月計				450	×	37	=	16,650	
14	3月6日	議運委・本会議	前橋市	新型コロナウイルス県内拡大防止について	150	×	37	=	5,550	有
	3月16日	特別委	群馬県庁	新型コロナウイルス県内拡大防止について	150	×	37	=	5,550	有
	3月25日	議運委	群馬県庁	県全体の情報発信や誘客について	150	×	37	=	5,550	有
	3月計				450	×	37	=	16,650	
	合計				2,280	×	37	=	84,360	

※ 議会活動と政務活動の内容は、措置請求書における請求人の事実証明書による。

以上のとおり、同一日に本件政務活動費と本件旅費が支出されている日があること、及び八木田議員の令和元年度7月に誤集計による本件政務活動費の支出があることを確認した。

(4) 本件政務活動費の返還について

両会派から、議長に政務活動費に係る収支報告の訂正報告書が提出され、議会事務局長が政務活動費交付額を再確定の上、以下のとおり、両会派に対して、請求人が主張する本件政務活動費（議員が議会出席簿に押印していない日を除く。）は、残余额の返還請求を行い、県の歳入になっていた。

また、法定利息は請求していなかった。

ア 自由民主党

- ・ 令和元年度訂正報告書收受日：令和2年9月14日
- ・ 請求日：令和2年9月23日（納期限：同年10月5日、納付日：同年9月30日）
- ・ 納付額：177,008円（なお、納付額には、本件措置請求以外の訂正箇所も含まれる。）

イ リベラル群馬

- ・ 令和元年度訂正報告書收受日（第1回）：令和2年9月14日
（第2回）：同年10月13日
- ・ 請求日：令和2年10月20日（納期限：同年11月4日、納付日：同年10月21日）
- ・ 納付額：66,045円（なお、納付額には、本件措置請求以外の訂正箇所も含まれる。）

第10 監査委員の判断

1 判断

本件措置請求において、請求人は、八木田議員と萩原議員が本件旅費の支給日と同日に、本件政務活動費の支払を受けていることは二重請求、過大請求に当たり、違法・不当であるから、監査委員は、群馬県知事に対し、八木田議員に違法・不当に支出された政務活動費56,425円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額と、萩原議員に違法・不当に支出された政務活動費84,360円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額につき、両議員に返還させるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求めているものと解される。

そして、本件措置請求において、違法・不当に支出された本件政務活動費を返還させるためには、本件政務活動費と本件旅費の支払において、明らかな二重請求及び過大請求があり、（議）総務課が両会派に対し、本件政務活動費の返還を求めている状態であればならない。

これを本件についてみるに、二重請求及び過大請求であると疑われる事例について、（議）総務課が両会派に対し、確認を求めた結果、両会派から議長に自主的に訂正報告書が提出され、議会事務局長が政務活動費交付額を再確定の上、残余金の返還請求を行い、県の歳入になっていることで、請求人の主張する県の損害は補填されていると認められる。

また、法定利息については、政務活動費条例には当該法定利息を求める規定はない。しかし、本件政務活動費は、一般原則である民法の不当利得に当たる可能性があり、その場合、民法第704条は、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」と規定している。

そして、政務活動費における悪意の受益者であるかどうかの裁判例では、「民法704条の「悪意の受益者」とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者をいい、政務活動費からの各支出についていえば、議員としての活動との間に合理的関連性が認められない支出（すなわち、本件条例及び本件規程の定め違反した支出）であることについて認識していることをいうものと解すべきである。もっとも、議員としての活動との間に合理的関連性が認められるか否かは、法的評価に関わる問題であるから、当該支出が合理的関連性を有さないことが明らかな場合でない限り、合理的関連性が認められないことについて悪意であると認めること

はできないというべきである（平成30年8月28日東京地裁）。」と判示している。

本件政務活動費について、（議）総務課が会派に両議員の認識を確認したところ、疑いを持たれたこと自体が不注意であったことを反省し、故意によるものではないとのことであり、議員としての活動との間に合理的関連性が認められない支出であることについて認識していた事実を認めるに足りる特段の事情がないことから、悪意があるとまでは認めることはできず、法定利息を請求しないことが違法又は不当であるとはいえない。

2 結論

以上のとおりであるから、請求人の主張には理由がなく、これを棄却する。

以上

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年11月20日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放射線治療計画用CT装置更新 一式（メーカー保証期間を除く4年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年10月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 栗原レントゲン株式会社 群馬県前橋市下小出町3丁目23番1号
- 5 落札金額 134,101,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年9月1日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年11月20日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 乳房X線撮影装置 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年10月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー前橋営業所 群馬県前橋市箱田町541番3号
- 5 随意契約に係る契約金額 122,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
